

令和 7 年 4 月 1 日

プロジェクトの調査・研究・教育活動の成果について

東京大学大学院教育学研究科生涯学習論研究室
コミュニティ意思決定支援プロジェクト

東京大学大学院教育学研究科生涯学習論研究室コミュニティ意思決定支援プロジェクトでは、成年後見を中心として、生涯学習、不動産、ファイナンシャル、居住支援、民事信託などに絡めながら各種調査・研究活動を進めてきた。

以下では、これまでの調査・研究・教育活動について、その概要を記述する。

I. 研究活動

1. 後見活動の業務のあり方や実務の実態などに関する研究

当プロジェクトでは、後見実務の実態を客観的に明らかにし、適切な後見のあり方を実務的かつ実証的に検討・分析することを通じて、今後目指すべき後見のあり方を提示することを目的として、後見の活動や実務等に関するさまざまな研究や分析を行ってきた。

補助事業としては、平成 23～24 年度厚生労働省厚生労働科学研究費補助金障害者対策総合研究事業「成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究」を実施した。

研究では、主に 4 つの主要な分析（①後見業務の評価に関する分析、②後見業務の内容に関する分析、③後見人の適性や業務体制等に関する分析、④後見報酬に関する分析）を実施することで、後見実務全般について、その実態を客観的に明らかにするための実証分析を行った。

具体的には、後見人等へのアンケート調査や各種後見関連資料の収集などを通じて、後見実務に関する各種データを広範に収集・整理し、データベースを構築した上で、後見実務の諸側面における実態を、主に計量分析を用いて明らかにした。

研究成果としては、後見実務の諸側面として、①後見業務の実施状況、②後見関係者の社会的属性や本人の状況、③後見等の形態、④本人の資産や収支の状況、⑤後見報酬の状況、⑥後見業務に対する後見人の認識、⑦後見業務の詳細な実施内容、⑧後見人の活動に対する評価、⑨現行の報酬決定システムの構造、のそれぞれについて、その実態を実証的に明らかにすることができた。

その際特に、①業態間比較と、②後見報酬と後見実務の関係、に重点を置き、また比較研究として海外の後見事例を参照しながら、各業態の特徴を析出するとともに、多変量解析等を用いて後見報酬と後見実務の諸要素との相関関係を解明することを通じて、後見実務の実態を明らかにした。

2. 親族後見人への支援のあり方に関する研究

当プロジェクトでは、親族後見人の活動や業務に対する支援のあり方に関する研究を行ってきた。

補助事業としては、平成 23 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増

進等事業「親族後見人支援事業」および平成 24 年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業「地域における親族後見支援の試み」を実施した。

研究の主要な目的は、主に次の 2 点であった。

第一に、親族後見の実務について、特に地域における親族後見人に対する支援の現状という観点からの把握を試みることにより、親族後見における実務上の諸問題の概要を明らかにし、さらにその課題の解決のために必要とされる方策を提示することである。

第二に、当プロジェクトならびに後見に関連する各支援機関により、親族後見人に対して専門的助言・指導等を行うことによって、親族後見人が抱えている実務上の諸問題の解決と活動内容の改善をはかることである。

以上の目的のもと、本研究では次のような調査・研究を行った。

まず、親族後見人への地域支援の実態に関する調査・分析が実施された。

親族後見人に対する地域的支援の実態を具体的に把握するために、親族後見に関する各種のデータに基づく分析を行った。その具体的な調査項目は、①後見に関する制度や地域社会資源等の理解水準、②周囲の人々による支援状況、③地域の各機関による支援状況、④家庭裁判所による支援状況、⑤後見監督人による支援状況、である。

そしてこれらのデータを基に、親族後見の特徴をより明確にするために、第三者後見のケースと比較・検討しながら、親族後見への支援に関する計量的な分析を行った。

また上記の分析に並行して、当プロジェクトでは、親族後見人に対する具体的な支援活動を展開し、同時に後見人への支援を行っている諸機関と連携しこれをサポートする活動を行った。

本支援活動においては、親族後見人がその後見業務を適切かつ不自由なく行うことができるように、後見に関する専門的な知見を有する諸機関が親族後見人に対して対話・助言・指導等のサポートを行うことを通じて、その業務上の諸課題の解決を促した。

3. 地域社会における意志決定支援のあり方に関する研究

当プロジェクトでは、2016 年 10 月から 2025 年 3 月までの期間において、一般社団法人地域後見推進センターとの共同研究に基づき、地域社会における意志決定支援のあり方に関する研究を行っている。

具体的には、超高齢社会における判断能力が不十分な人への意志決定支援の適切な実施方法や制度設計のあり方について研究し、地域における認知症高齢者等の意志決定の支援について、その実践や制度のあり方、国際的な動向、今後の課題等を調査・研究している。また、本共同研究に基づき、成年後見制度等に関する講座や研修（市民後見人養成講座、フォローアップ研修など）を、全国の一般の市民を対象に開催している。

市民後見人養成講座については、本共同研究に基づくものとしては 2016 年度から本年度までの 9 年間、毎年開催してきた。コロナ禍中は、オンラインで講座を実施した。昨年度の講座には全国から 120 名が受講し、そのうち 110 名が修了した。当講座の詳細については、後掲の「Ⅲ. 市民後見人養成講座の開催概要」において記述する。

また、フォローアップ研修についても、本共同研究に基づくものとして 2016 年度から本年度までの 9 年間、毎年開催してきた。当研修会は、主に市民後見人養成講座の修了生を対象として、後見等に関する、より発展的で実務的な知識を習得してもらうことを目的としている。当研修会を通じて、後見の実務や事例に関する知識をより深め、また後見に関する近年の動向や今後の展望を知ることによって、受講者達が、日々の後見活動やその他の社会的な活動をさらに促進・発展することに寄与できるものと考えられる。当研修会の詳細については、後掲の「Ⅳ. フォローアップ研修の実施概要」において記述する。

さらに、上記に加えて、地域の後見活動に対する支援、後見に関する相談対応、行政による後見関連事業への支援、後見等に関する講演・寄稿・啓発等の活動も行っている。これらの活動の詳細については、後掲の「Ⅶ. その他の活動」において記述する。

なお、本共同研究は来年度以降も継続して実施される予定である。

4. 超高齢社会において適切な不動産取引や管理を促進するための研究

当プロジェクトでは、2015年4月から2025年3月までの期間において、一般社団法人全国住宅産業協会との共同研究に基づき、超高齢社会において適切な不動産管理・取引が行われるように、特に認知症高齢者等の意志決定支援を行うためのプログラム開発等に関する研究を行っている。具体的には、①後見人による被後見人等の不動産管理方法の実態調査、②後見人による適切な不動産の管理・取引方法に関する研究、③成年後見制度の活用と自治体との連携による空家対策に関する検討（自治体と連携しながら、被後見人等が所有する空き家の活用方法等を検討）などを行っている。

また共同研究の一環として、2017年に「不動産後見アドバイザー」資格制度を創設した。本資格は、超高齢社会において、判断能力が不十分な人や住宅確保要配慮者などについて、その住生活の向上および不動産取引の円滑化を図るため、それらの対象者に配慮しながら業務を行うための知識を身につけ、権利擁護を念頭に対象者の相談対応や支援を行いつつ、不動産関連取引を適切かつ適正に遂行できる人材を養成することを目的としている。資格創設以来、毎年、全国（東京、大阪、福岡、北海道など）で講習会を開催しており、コロナ禍の2021年と2022年についてはオンラインで講習会を開催した。本講習会では、成年後見制度、対象者の支援、相続等に関する相談対応など、様々な講義を実施している。不動産関連業界を中心に、全国から多数の受講者を得ることができ、本資格取得者は毎年増加している。将来的には本資格を国家資格化させることを目指しており、講習会も今後継続して実施される予定である。

なお、本共同研究は来年度以降も継続して実施される予定である。

5. 判断能力が不十分な人に対する法的支援のあり方に関する研究

当プロジェクトでは、2017年4月から2025年3月までの期間において、株式会社あんどとの共同研究に基づき、十分な判断ができない人への法的支援のあり方に関する研究を行っている。

具体的には、判断能力が不十分な人の不動産や日常生活などに関する法律行為等を支援するための方法、生活サポートおよびネットワークのあり方などについて調査・研究を行っている。例えば、精神・知的障がい者は賃貸住宅を借りることが難しく、また一人暮らしを継続していくことが困難な場合が多いが、一人一人の特性に応じた生活上のサポートを行うことで、賃貸住宅での一人暮らしの継続が可能となるケースも少なくない。また、精神・知的障がい者は未婚で、かつ支援してくれる身内が少ないことが多く、高齢になった場合の生活支援や死亡後の死後事務にどう対応すべきかなど多くの課題がある。本研究では、この生活上のサポートのあり方について、財産管理の支援や生活の見守りの方法ならびに法的な問題点の検討などについて実証的な検証を行っている。

なお、本共同研究は来年度以降も継続して実施される予定である。

6. 高齢者向け総合的フィナンシャルに関する研究

当プロジェクトでは、2017年6月から2025年3月までの期間において、東京海上日動火災保険株式会社との共同研究に基づき、高齢者向け総合的フィナンシャルに関する研究を行

っている。

具体的には、認知症高齢者が 700 万人となる時代に備え、高齢者が将来に備えるための総合的なファイナンシャルに関する相談についてのビジネスモデルを構築することを目指して、任意後見と併用する民事信託の枠組みの検討や高齢者等の社会的弱者をサポートするための保険の開発に関する研究を行っている。また同時に、後見人の実務を支援し横領等の不正を防止するために各種保険の開発および整備も行っている。

例えば、それまで組成は難しいとされてきた後見人の横領保険を開発し、現在各市町村等への導入を進めているところである。本保険は、被後見人と社協等との間の約定履行を裏打ちする保険であり、後見人が横領等の不正を行った場合に保険者を通じて救済金を支払うスキームとなっている。本保険は、国に設置されている成年後見制度利用支援専門家会議の場でも紹介され、各委員から全国的な普及が求められるとする高い評価を得ることができた。

また上記に加えて、単身高齢者や精神・知的障がい者等の退院を支援するための保険の開発や円滑な退院をサポートするための支援体制のあり方についての研究、および身元保証等高齢者サポート事業と保険を組み合わせたサービスの仕組みに関する研究も行っている。現在、地域の社会資源（地域包括支援センターや有料老人ホーム等）および身元保証等高齢者サポート事業者において、どのような高齢者向けのサービスや支援が行われており、どのような課題が生じているのかについてヒアリング等の実地調査を進めているところである。

なお、本共同研究は来年度以降も継続して実施される予定である。

7. 成年後見制度普及に向けたデジタル化に関する研究

2020 年 11 月から 2022 年 3 月までの期間、三井住友銀行との共同研究に基づき、「成年後見制度普及に向けたデジタル化施策」に関する研究を行った。具体的には、①成年後見制度利用者の財産管理の可視化、②裁判所向けの報告書作成の簡素化に向けたサービス開発、③同サービスを利用した成年後見事務の効率化に関する研究を実施した。

共同研究を通じて、成年後見人の後見事務を簡素化すると同時に、その財産管理等のあり方を可視化し、横領等の不正の発生を抑止するためのシステム開発を進めた。同システムは、クラウド上で動作し、財産管理における個々の収入や支出を半自動で記録でき、また裁判所への報告書等の作成を自動的に行うなどの機能を備えたものとなった。ソフト開発においては、機能をより充実させて使いやすいものとするために、実際に実務を行っている後見人にソフトを試行してもらって、その意見をフィードバックさせていった。また、ソフトを使用する際の法律や制度上の課題等について検討するとともに、裁判所への申立てに係る書式や運用の変更などをソフトに反映させたりした。

その後、個人情報保護などのコンプライアンス上の問題をクリアする作業に時間を要したが、最終的にソフトの開発は完了し、2022 年 7 月に「成年後見制度 SMBC サポートサービス」としてリリースされた。

II. 調査活動

1. 後見および民事信託等に係る事業に関する調査

当プロジェクトでは、成年後見制度と福祉信託制度およびその周辺領域のサービス化・事業化に関する調査を行ってきた。

補助事業としては、平成 23 年経済産業省度医療・介護周辺サービス産業創出調査事業「後

見・信託事業に関する検討」や平成 24 年度経済産業省医療・介護周辺サービス産業創出調査事業「成年後見の推進と管理」を実施した。

本調査では、判断能力が不十分な高齢者等を支援し、本人に必要な医療・介護・生活等のサービスを適切に選択し、本人の財産から費用を支払うことを可能にするための仕組み作りの一つとして、成年後見と民事信託を活用した社会事業の創出を目指した。

具体的には、成年後見と民事信託のパイロット事業を立ち上げ、後見と信託の啓発を行うだけでなく、業務として利用支援・受任・受託を行うなかで、社会事業化にあたっての運営上の課題や制度上の課題の抽出をはかった。また既に運営がなされている後見法人を調査し、成年後見の事業の現状把握と各法人が抱えている課題を浮き上がらせた。

同時に、不動産・金融・介護業界等を対象としてアンケート調査等を行った。これにより、成年後見制度に対するニーズ、日常生活支援サービスなどの周辺事業のニーズ、金融機関をはじめとする事業者の後見に関する業務方針策定支援ニーズ等が高まっていることが明らかとなった。

さらに、上記の調査によって明確となった制度上の課題等について分析・整理し、今後の制度改正のあり方や新たな仕組みづくりに関する検討を行った。加えて、成年後見と民事信託の社会事業化による社会・経済への影響について検討を進め、成年後見と民事信託の社会的な整備と普及の必要性などについて提言を行った。

2. 地域生活サポートに係る事業に関する調査

当プロジェクトでは、地域の高齢者の生活を支援するための事業の創設および運営に関する調査を行ってきた。

補助事業としては、平成 25 年度経済産業省地域ヘルスケア構築推進事業「後見機能実装型生活支援サービス創出支援事業」を実施した。

本調査では、地域的な生活支援サービス事業を構築するための収益モデルの開発支援を行うと同時に、その事業化を進めるための支援を実施し、さらにその事業モデルを全国各地に広めていくための方法や仕組みづくり等に関する調査・分析を行った。

具体的には、見守りや家事支援サービスを高齢者へ提供する「生活サポート事業」と、成年後見制度を活用して認知症高齢者等の身上監護や財産管理等を支援する「成年後見事業」の 2 つの事業を組み合わせることで、高齢者の日常生活をトータルにサポートする「地域生活サポート事業」を、市民後見 NPO 法人等の実装させていくための収益モデルの開発や事業化支援等を行い、さらにそれを全国に広めていくためのコンサルティング事業を展開していくための方法や体制づくり等に関する調査を行った。

本調査結果に基づき、地域の高齢者（特に単身世帯の高齢者）に生活サポートサービスを供給し、また判断能力が不十分な人に対しては成年後見制度を活用した支援を行っていくことで、地域の高齢者が可能な限り自立し、充実した生活を営むことを可能にし、またその権利擁護を図っていくことができる仕組みづくりが進んでいくと期待される。

III. 市民後見人養成講座の開催概要

当プロジェクトでは、その主要なミッションの一つとして、2008 年度から 2024 年度の 17 年間、一般の市民向けに「市民後見人養成講座」を毎年開催してきた。そのうち、2017 年度から 2024 年度の 9 年間については、一般社団法人地域後見推進センターとの共同研究に

基づいて開催された。
本講座の実施概要としては以下の通りである。

[表 1-1] 講座の受講者数、修了者数、修了率等

主催	東京大学医学系研究科					東京大学政策ビジョン研究センター					*	地域後見推進センター												合計
開催年度	2008	2009	2010			2011			2012			2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
開催期	第 1 期	第 2 期	第 3 期			第 4 期			第 5 期			第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期	第 1 ~ 16 期
開催地	東大	東大	東大	福井	山形	東大	北海道	埼玉	東大	本庄	東大	東大	東大	東大	東大	東大	東大	東大	オンライン	オンライン	オンライン	東大	東大	東大他
受講者数	212	426	240	53	132	489	105	41	408	23	126	411	410	284	114	121	119	126	135	116	127	119	120	4453
修了者数	183	353	223	52	109	464	95	41	386	23	120	374	384	273	106	111	108	120	113	107	111	108	110	4068
修了率	86%	83%	93%	98%	83%	95%	90%	100%	95%	100%	92%	91%	94%	96%	93%	92%	91%	92%	84%	92%	87%	91%	92%	91%

* レジリエンス教育研究所

1. 講座の概要（第 1～7 期：東京大学の履修証明プログラムとして実施）

- ・ 講座の目的：地域において後見人として活動するために必要な知識と経験を習得すること
- ・ 講座の性格：学校教育法に基づく履修証明プログラムとして実施（履修証明プログラムとは、主に社会人を対象に、大学等によって提供される、一定の教育計画の下に編成された体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラムである。履修時間は 120 時間以上と法定されており、履修者には履修証明書が交付される。）
- ・ 履修時間：座学（75 時間）＋実習（50 時間）＝合計 125 時間（第 7 期は、座学（74 時間）＋実習（50 時間）＝合計 124 時間）
- ・ 実施期間：平成 20 年 10 月～平成 27 年 2 月
- ・ 実施会場：東京大学本郷キャンパス 安田講堂、医学部 2 号館大講堂、法文 1 号館 25 番教室、法文 2 号館 31 番教室、工学部 2 号館 213 号大講堂、駒場キャンパス 900 番教室などを適宜使用。
また東京以外でも、北海道、埼玉県（平成 23 年度）や、本庄市（平成 24 年度）において、同様の講座を開催した。

2. 講座の受講者数、修了者数、修了率等（第 1～7 期）

- ・ 受講者数：3,076 名
- ・ 修了者数：2,807 名
- ・ 修了率：91%

3. 講座のカリキュラム

講座は座学（75 時間（7 期は 74 時間））と実習（50 時間）によって体系的に構成されており、受講生は約半年間かけて全課程を履修する。
内容としては、厚労省モデルカリキュラムに準拠しつつ、履修時間、科目、実習等をより

充実させることにより、効果的で内容の深いカリキュラムを編成している。

各講義については、後見に携わっている各分野の第一人者や後見を実践している実務家など（学者、弁護士・司法書士等の専門職、政府の政策担当者、市民後見人、後見関連機関の実務担当者など）を各方面から講師として招いて、実務的で実践的な講義を実施する。

座学においては、後見活動を行う上で必要な知識を身につけるために、成年後見の制度・法律、対象者の理解と接し方、財産管理や身上監護等の後見業務、実際の後見活動の事例、医療・介護・年金等の関連制度、行政や家庭裁判所等の役割と実務などを学ぶ。

座学では、基礎的な事柄から学習を始め、その後徐々に、より発展的・実践的な事柄を学んでいくという積み上げ型のカリキュラム編成となっている。具体的には、第1タームとして「成年後見に関する基本的な知識」の習得、第2タームとして「後見に関連する制度や後見の実務・事例等に関する知識」の習得、第3タームとして「成年後見に関する応用的・発展的な知識」の習得を図る講義が行われる。

この座学に並行して、体験実習が適宜実施される。この実習においては、実践的な経験を得るために、施設体験実習（介護施設や障害者施設等へのインターンシップ）、後見実務演習、地域の社会資源の調査などが行われる。

4. 講座の概要（第8～17期：地域後見推進センター等との共同研究に基づいて実施）

第8～17期においては、履修時間が長すぎる等の受講生の要望を踏まえ、履修証明プログラムではない形でカリキュラムを編成することとした。履修時間も、従来の120時間超から60時間に短縮させて、就業中の一般の人も受講しやすい形にした。

また、修了生の活動支援等を行う必要も生じたため、講座の主催者を本学ではなく民間団体に担ってもらうこととした。本学と当該団体との間で共同研究を行い、その成果に基づき講座のプログラムの開発等を行っている。講座の運営等の実務的な側面は民間団体が実施し、本学は講義のカリキュラム編成など内容的な側面を担うこととしている。

上記のように、8期以降は講座の実施体制を大きく変更させた。これまで蓄積してきたノウハウや知見に基づき、講座の内容をさらに洗練させながら現在も継続して活動を行っている。

なお、第8～17期における講座の主な実績については下記の通りである。

- ・受講者数：1,377名
- ・修了者数：1,261名
- ・修了率：92%

5. 修了後の後見活動等の展開

受講生の多くは、当講座受講中に、複数の市民後見NPO法人を新たに設立し、あるいは既存の市民後見法人等に参加したり連携するなどして、各地域において後見活動（またはそれ以外の社会活動）を開始する準備を整えており、また複数の受講生が、当講座受講中に、親族の後見を申し立て、親族後見人として活動を始められるように準備を整えていた。

さらに、現在までに当プロジェクトが把握しているところでは、これまでの修了生のうち少なくとも400名以上の方が後見法人（市民後見NPO等）に参加したり連携したりしながら後見活動等の社会活動を行っている。またそれらの後見法人は、現在までに、1,000件以上の後見事案を取り扱っている。

受講生たちは、当講座を通じて、後見人として活動するための知識や経験を十分に習得し、さらにそれを活かして、実際に各地域において後見活動やその他の社会活動を展開できる準備を整え、また実際に活動を行っており、本講座の目的および趣旨はおおむね達成されたと

評価できると考えられる。

IV. フォローアップ研修の開催概要

当プロジェクトでは、一般社団法人地域後見推進センターとの共同研究に基づき、主に市民後見人養成講座の修了生を対象として、後見等に関する、より発展的で実務的な知識を習得してもらうことを目的に、フォローアップ研修を適宜、開催してきた。

本研修の開催は、これまで多くの修了生から、より発展的な研修の実施が要望されていたことに基づいている。また、修了生を対象に研修を実施することは、当プロジェクトの教育等に関する実証研究に資すると期待されている。

当研修を通じて、後見の実務や事例に関する知識をより深め、また後見に関する近年の動向や今後の展望を知ることによって、修了生たちが、日々の後見活動やその他の社会的な活動をさらに促進・発展することに寄与できるものと考えられる。

[表 1-2] 研修会の開催年度、受講者数等

主催	※	*	地域後見推進センター															合計	
開催年度	2014	2015	2016		2017		2018		2019			2020	2021	2022		2023		2024	
名称	フォローアップ	フォローアップ	フォローアップ	実践者研修	フォローアップ	実践者研修	フォローアップ	実践者研修	フォローアップ	成年後見制度利用促進	実践者研修	フォローアップ	フォローアップ	フォローアップ	実践者研修	フォローアップ	実践者研修	フォローアップ	
開催地	東大	東大	東大	東大	東大	東大	東大	東大	東大	東大	東大	オンライン	オンライン	オンライン	東大	東大	東大	東大	東大他
受講者数	320	230	207	130	150	170	170	130	150	150	160	174	167	183	126	223	202	224	3266

※東京大学政策ビジョン研究センター、*レジリエンス教育研究所

V. 北海道事業の実施概要

北海道では、地域における権利擁護体制の充実を図るため、北海道庁と道内の市町村との共催によるかたちで市民後見人養成研修等を行う事業を、2012 年度から 2014 年度の 3 年間の予定で実施しており、東京大学を中心とするコンソーシアムがその事業を受託し、事業を推進してきた。

本事業の主な内容は、3 年間で北海道内 1,200 人の市民後見人を養成することを目標に研修を開催するとともに、市民後見人の活動支援や事業の普及啓発などを行う実施機関の設置運営に関する検討・助言などを行うアドバイザー事業を実施することであった。

本事業のこれまでの実施概要としては以下の通りである。

- (1) 事業名： 北海道市民後見人養成等推進事業
- (2) 事業目的： 老人福祉法の改正に伴い、市民後見人の育成・活用が市町村の責務となったことから都道府県がこれを支援することとされ、市町村との共催による市民後見人養成研修等を行い、地域における権利擁護体制の充実を図る。
- (3) 実施期間： 2012～2016 年度（3 ケ年）
- (4) 事業内容： ①市民後見人養成講座（3 ケ年 1,200 人目標）
②アドバイザー事業（実施機関設置等の支援）
- (5) 事業範囲： 北海道全域 ※14 振興局単位（広域実施可）
- (6) 実施体制： コンソーシアム（構成員）
① 東京大学
② 弁護士（札幌市）
③ 司法書士（別海町）
④ 社会福祉士（旭川市）
⑤ NPO 法人（旭川市）
⑥ 後見人サポート機構（東京都文京区）※平成 24、25 年度

(7) 事業費

区 分	24年度	25年度	26年度(見込)	計
事業費	12,123 千円	14,326 千円	14,326 千円	40,775 千円

(8) 実施状況

a. 市町村の状況

区 分	市町村数		受講者数	実施機関数
24年度	10	(7ヶ所)	208 人	1
25年度	35	(14ヶ所)	461 人	13
26年度	49	(14ヶ所)	623 人	12
計	94		1,292 人	26

注) 実施機関は、設置済及び具体的に検討している市町村数

【参 考】

実施市町村 全市町村 実施割合(札幌市除く)
94 / 178 = 52.8 %

b. 基本カリキュラム

履修時間数 50 時間

- ① 基本研修 24 時間
② 自治体研修 6 時間
③ 地域演習 20 時間

(9) その他関連事業

・どさんこ後見ネット

北海道事業により市民後見人養成講座を実施した市町村と受講者、実施機関の関係者が情報交換や交流のために集う会員制のコミュニティサイトとして開設。2012、13 年度に開発し、2014 年 5 月から運用を開始。

VI. シンポジウムの開催

当プロジェクトでは、プロジェクトの活動の報告や市民後見の啓発・促進などを目的として、シンポジウムを適宜、開催した。具体的には、2011 年 7 月に「第 1 回市民後見全国大会」を、2012 年 12 月に「第 2 回市民後見全国大会」を、さらに 2016 年 2 月に「市民後見全国フォーラム 2016」を東大安田講堂で行った。各シンポジウムの概要は以下の通りである。

1. 第 1 回市民後見全国大会（「身上監護の充実、補助・保佐の促進、法人後見の推奨」に向けて）

第 I 部 東京大学政策ビジョン研究センター市民後見研究実証プロジェクトの紹介

- (1) 「社会と大学の接点と展開」 東京大学理事・副学長 清水孝雄
- (2) 「市民後見に関する今までの取り組み」 東京大学医学系研究科 甲斐一郎
- (3) 「市民後見研究実証プロジェクトの活動」 東京大学法学政治学研究科 森田朗

第 II 部 第一回 市民後見全国大会

- (1) 市民後見活動事例発表
- (2) 市民後見のこれから（パネルディスカッション）

2. 第 2 回市民後見全国大会（成年後見三位一体推進モデル（市民・行政・サポート機構）の提案）

第 I 部 市民後見法人の運営と経営

- (1) NPO の会員が複数で受任：かくくにく（NPO 法人市民後見人の会ながさき）
- (2) NPO が法人で受任：肉藤健三郎（NPO 法人ユニバーサルケア（通称：市民後見センターきょうと））
- (3) NPO と司法書士の複数受任：星野征朗（NPO 法人東葛市民後見人の会）
- (4) NPO が受任、社協が後見監督人：長井淑子（NPO 法人東京市民後見サポートセンター）
- (5) 自治体と連携した NPO の会員が複数で受任、以後 NPO にリレー：田中章夫（NPO 法人くしろ市民後見センター）

第 II 部 行政と成年後見に関する 6 つのポイント

- (1) 北海道釧路市：古川幸男（釧路市福祉部）
 - (2) 群馬県玉村町：岩谷孝司（玉村町健康福祉課高齢政策係）
 - (3) 北海道：上田尚弘（北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課）
- 総括：森田朗（東京大学・学習院大学）

第Ⅲ部 後見人サポート機構と仲間たち

- (1) サポート機構の事業内容：小池信行（一般社団法人後見人サポート機構）
- (2) サポート機構と市民後見法人：NPO 法人はばたき福田一男（法人正会員）
- (3) サポート機構と社会福祉協議会：南富良野町社会福祉協議会佐々木佐織（法人正会員）
- (4) サポート機構とシルバー人材センター：社団法人松山市シルバー人材センター柳原祐二（法人準会員）
- (5) サポート機構と親族後見人：山崎裕子（あきる野市民）（個人正会員）
- (6) サポート機構と介護支援専門員協会：さいたま市介護支援専門員協会保坂由枝（法人連携会員）
- (7) サポート機構と自治体東京都葛飾区：葛飾区福祉部福祉管理課坂井保義、伊東由希（委託者）

3. 市民後見全国フォーラム 2016

第Ⅰ部 パネルディスカッション ～なぜ、広がらない？成年後見～

- ・井上雅敬 氏（社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 地域福祉課長、釧路市権利擁護成年後見センター センター長）
- ・服部哲治 氏（公益財団法人武蔵野市福祉公社 武蔵野市立高齢者総合センター、武蔵野市立北町高齢者センター 所長）
- ・佐藤貞男 氏（特定非営利活動法人市民後見さざなみネット 代表理事）
- ・松崎隆司 氏（一般社団法人全国住宅産業協会 新規事業委員会 委員長）、西澤希和子 氏（同 副委員長）

第Ⅱ部 講演

講師：朝田 隆氏（東京医科歯科大学 特任教授、メモリークリニックお茶の水 院長）
～自分ゴトとしての認知症、ここまできた予防と治療～

Ⅶ. その他の活動

1. 地域の後見活動に対する支援、および後見に関する相談対応

当プロジェクトでは、本学の市民後見人養成講座修了生や、修了生以外の市民後見人（もしくは市民後見を志している人々）、さらに親族後見人などに対して、後見に関する各種情報の提供、後見ならびにそれに関連する事柄に関する専門的・実践的助言等を行うことによって、その活動を支援してきた。

また、地域で市民後見活動（ならびにそれに関連する諸活動）を行っている人々に対して、市民後見 NPO 法人の立ち上げ支援や立ち上げ後の運営に関する助言等を行ったり、後見を要するとみられる人と市民後見活動を行っている人々との関係作り等に関する支援を行ったりしてきた。

さらに、後見制度の利用に係る問題や、後見申立の手続き等に係る疑問などについて、地域の人々からのさまざまな相談に対応し、制度の理解促進や、より円滑な制度利用などを促し、問題解決につなげていくための支援活動を行ってきた。

2. 行政による後見関連事業への支援

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まってきており、その需要の増大が見込まれている。こうした状況の中、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、地域に住む一般の住民が後見人となって支えるための体制を構築することが求められている。

こうした状況を鑑みて、2012年4月に老人福祉法が改正され、市区町村に市民後見人の養成が努力義務として法律によって位置づけられた。これを受けて市区町村等は、市民後見人を確保する体制を整備し、地域における市民後見人の活動を推進するために、市民後見人の養成研修や実施機関の設置検討、成年後見制度の普及啓発のための講演会や研修会などの各種事業を実施している。

当プロジェクトでは、これらの事業を支援するために、養成研修や実施機関の設置検討に関する助言や、講演会や研修会などへの講師派遣などといった協力・支援活動を行ってきた。

上記の活動の主な実施先としては以下の通りである。

・実施先：〈自治体〉

葛飾区、文京区、町田市、小田原市、狭山市、佐倉市、白井市、我孫子市、流山市、野田市、山武市、四街道市、守谷市、古河市、水戸市、ひたち市、常総市、玉村町、伊勢崎市、桐生市、小田原市、那須町、二戸市、帯広市、南富良野町、苫前町、浜頓別、中頓別、京極町、倶知安町、ニセコ村、蘭越村、留寿都村、真狩村、喜茂別村、黒松内村、釧路市、阿寒町、白糠町、本別町、美幌町、大空町、津別町、音更町、せたな町北見市、白糠町、足寄町、池田町、芽室町、平取町、陸別町、館林市、西和賀町、中標津町 他

〈関係機関・団体〉

品川区社会福祉協議会、文京区社会福祉協議会、中野区社会福祉協議会、江東区社会福祉協議会、岩手県社会福祉協議会、さいたま市社会福祉協議会、浦和医師会、さいたま市介護支援専門員協会、大宮区東西合同ケアマネジャー協議会、北海道認知症医療学会、長崎県認知症ケア学会、成田市西部北地域包括支援センター、東京都健康長寿医療センター、東京都青鳥特別支援学校、日の出福祉園、全国住宅産業協会、学習能力開発財団、東京都青鳥特別支援学校、北海学園、九州看護福祉大学、北飛大学 他

〈NPO 法人等〉

市民後見ひろば、NPO 法人 With、NPO 法人成年後見なのはな、NPO 法人かつしか市民後見センター、NPO 法人市民後見センターぎふ、NPO 法人千葉県市民後見人支援センター、NPO 法人市民後見太陽、一般社団法人成年後見普及協会 他

〈株式会社等〉

CO-OP みらい、西武信用金庫、武蔵野銀行、損保ジャパン日本興亜、アクサアシスタンスサービス、エース保険、第一生命保険、旭化成ホームズ、ウエルシア薬局、やさしい手、生活科学運営、もしもしホットライン、ホームネット、ソフトバンク、JR 西日本病院、ソニー生命、全国住宅産業協会、東京海上日動火災保険、三井住友銀行、あんど 他

3. 後見等に関する講演・寄稿・啓発等の活動

上記以外にも、後見制度に関する理解を促し、その利用促進などを図っていくために、後見に関する講演の講師派遣、高齢社会や後見等の問題を扱う書籍・雑誌等への寄稿、ホーム

ページ等を通じた後見に係る啓発活動などのさまざまな活動を展開している。

以上